

大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第16号

大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「個人情報」の次に「生存する」を加え、「(個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)」を削り、同条中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。

第8条の見出し中「収集」の次に「等」を加え、同条第3項中「個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。)」を加え、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前項第3号」を「第3項第3号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

第13条第1項中「、保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条第2項中「当該保有個人情報」を「保有個人情報」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「当該」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(保有特定個人情報の実施機関内部における利用の制限)

第13条の2 実施機関は、保有特定個人情報を取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部において当該保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部において保有特定個人情報を利用することができる。ただし、当該保有特定個人情報を取扱目的の範囲を超えて当該実施機関内部において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の実施機関相互における利用及び実施機関以外のものへの提供の制限)

第13条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を実施機関相互において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。

第17条第2項第1号中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人とする。第31条第2項及び第39条第2項において同じ。)」を加え、同条第3項中「の個人情報」を「に関する情報」に改める。

第19条第8号中「係る個人情報」の次に「(死者に関する情報を含む。)」を加え、「である未成年者又は成年被後見人」を「(死者を含む。)」に改める。

第32条第3項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、本人の法定代理人又は本人の委任による代理人とする。第40条第2項において同じ。)」を加える。

第39条第1項第1号中「第3項」を「第4項」に、「収集されている」を「収集され、若しくは保管されている」に、「又は第13条第1項及び第2項」を「第13条第1項若しくは第2項、第13条の2若しくは第13条の3」に改め、「利用されているとき」の次に「又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき」を加え、同項第2号中「及び第2項」を「若しくは第2項、第13条の3又は第14条第1項」に改める。

第45条第1項中「よる保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。)」を加える。

第47条中「応じて個人情報の保護に関する制度の改善その他基本的事項を」を「応

じ次に掲げる事項について」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 番号法第 27 条第 1 項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに係る事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関する制度の改善その他基本的事項

第 2 条 大和市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第 13 条の 2 第 2 項中「おいて保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第 26 条第 1 項及び第 37 条第 1 項中「保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第 38 条中「提供先」の次に「(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者 (当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第 39 条第 1 項中「する保有個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条から第 42 条までにおいて同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は平成 27 年 10 月 5 日から、第 2 条の規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の大和市個人情報保護条例第 18 条の規定により開示請求がなされ、同条例第 23 条の規定による決定がなされていないものについては、なお従前の例による。